

一般廃棄物処理業(収集運搬・処分)許可証

住 所 香川県観音寺市大野原町福田原 2 4 1 番地 1

氏 名 株式会社パブリック

代表取締役 三野 輝男

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

許 可 番 号	第 3 2 号
許 可 年 月 日	令和 7 年 1 2 月 1 2 日
業 種	一般廃棄物処分
事 業 の 範 囲	〈三豊工場〉 一般廃棄物（剪定枝、草木類、竹類、木くず等の木製廃棄物に限る）の破碎処理によるチップ化 〈三豊オーガニックステーション〉 一般廃棄物：木くず類（破碎品）、草木類（破碎品）、植物性繊維（麦、稲等） 事業系一般廃棄物：動植物性残渣の堆肥化 〈財田処分場〉 県内において排出される一般廃棄物 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、コンクリート破片その他これに類する不要物、ばいじん、一般廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固化物に限る。）
許 可 の 期 間	令和 7 年 1 2 月 1 2 日から 令和 9 年 1 2 月 1 1 日まで
処理(収集運搬・ <u>処分</u>) を 行 う 区 域	〈三豊工場〉 香川県内 〈三豊オーガニックステーション〉 香川県内 〈財田処分場〉 香川県内
許 可 の 更 新 又 は 変 更 の 状 況	平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日（当初許可） 平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日（更新許可） 平成 2 7 年 2 月 2 0 日（施設の変更により書換え交付） 平成 2 7 年 1 2 月 1 2 日（更新許可） 平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日（書換え交付） 平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日（更新許可） 令和 元 年 1 2 月 1 2 日（更新許可） 令和 3 年 1 2 月 1 2 日（更新許可） 令和 4 年 8 月 3 0 日（事業範囲変更許可） 令和 5 年 1 2 月 1 2 日（更新許可） 令和 6 年 1 2 月 1 3 日（事業範囲変更許可） 令和 7 年 1 2 月 1 2 日（更新許可）
許 可 の 条 件	・三豊市一般廃棄物処理業の許可及び業務基準を遵守すること。 ・市外からの受入れは、食品リサイクル法の大臣登録を受けた範囲に限り許可する。 ・市内の容器包装付き動植物性残さは、受入れをしないこと。

上記のとおり許可します。

令和 7 年 1 2 月 1 0 日

三豊市長 山下 昭史

